

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年 6 月25日

【会社名】 株式会社 安永

【英訳名】 YASUNAGA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安永 暁俊

【本店の所在の場所】 三重県伊賀市緑ヶ丘中町3860番地

【電話番号】 0595(24)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 長谷川 恵一

【最寄りの連絡場所】 三重県伊賀市緑ヶ丘中町3860番地

【電話番号】 0595(24)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 長谷川 恵一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 5円 総額 59,816,810円

ロ 効力発生日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会参考書類等のインターネット開示により、みなし提供できる旨の規定の新設、また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、監査等委員会設置会社へ移行するため、並びに責任限定契約を締結することができる役員等の範囲の変更、会社法の規定に基づき、取締役会の決議により一定の限度において取締役の責任免除が可能となる旨の規定の新設等、定款の一部変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)4名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く)として、安永暁俊、稲田稔、堀川純二、小谷久浩の4氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員3名選任の件

監査等委員である取締役として、吉輪久次、安部美範、小路貴志の3氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬額を年額3億50百万円以内に設定するものであります。なお、報酬額には使用人兼取締役の使用人分は給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内と設定するものであります。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する浅井裕久氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法については、取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	90,740	440		(注) 1	可決 99.03
第2号議案 定款一部変更の件	90,627	553		(注) 2	可決 98.91
第3号議案 取締役(監査等委員で あるものを除く)4名 選任の件					
安永 暁俊	89,207	1,973		(注) 3	可決 97.36
稲田 稔	89,794	1,386			可決 98.00
堀川 純二	90,648	532			可決 98.93
小谷 久浩	90,646	534			可決 98.93
第4号議案 監査等委員3名選任 の件					
吉輪 久次	90,595	585		(注) 3	可決 98.87
安部 美範	90,525	655			可決 98.80
小路 貴志	90,569	611			可決 98.84
第5号議案 取締役(監査等委員で あるものを除く)報酬 額設定の件	90,466	714		(注) 3	可決 98.73
第6号議案 監査等委員の報酬額 設定の件	90,512	668		(注) 3	可決 98.78
第7号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	90,298	882		(注) 1	可決 98.55

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。